

令和8年1月19日
 課名 土木建築局港湾振興課
 担当者 課長 吉牟田
 内線 4018

福山港箕沖地区国際コンテナターミナルにおける ガントリークレーン1号機損傷について

1 要旨・目的

令和6年3月5日に福山港箕沖地区国際コンテナターミナルにおいて発生したガントリークレーン（以下「GC」という。）1号機の損傷事故にかかる原因者の費用負担について、対応状況を報告する。

2 現状・背景

R6.3	船舶が接触し、走行装置の脱輪、海側シルビーム（躯体の一部）の変形、減速機からの油漏れ等によりGC1号機が稼働を停止
R6.3～10	損傷状況の調査及び脱輪部の復旧工事
R6.12～	海側シルビームの復旧工事、減速機等の更新工事
R7.4	海側シルビームの復旧工事が完了し、稼働を再開
R7.9	減速機の更新工事が完了し、現場において、関連工事がすべて終了*
R7.10	関連工事の精算が完了

* 当初は令和7年8月までの完了を見込んでいたが、部材が特注品であり時間を要することから、完了時期が9月となった。

3 概要（原因者への費用負担命令について）

港湾法第43条の3第1項による原因者負担制度に基づき、事故により生じたと認められる費用（145,552千円）を原因者に請求することとし、令和8年1月16日に費用負担命令を行った。

請求対象項目	請求額 (復旧に要した県負担額)	請求する考え方
調査	3,157千円	被害の範囲を特定し、復旧工法を検討するために必要な費用であり、事故による損害と認められる。
脱輪復旧	31,680千円	本復旧の工法検討に必要な工程であり、事故による損害と認められる。
シルビーム復旧	109,780千円	船舶の接触によるシルビームの変形を復旧するものであり、事故による損害と認められる。
土木工	935千円	船舶の接触により損傷した基礎部分等を復旧するものであり、事故による損害と認められる。
合計	145,552千円	-

* 減速機更新工事経費： 12,378千円

事故発生時に一時的な油漏れが発生したものの、他に損傷している箇所があるとは認められないこと及び減速機は既に耐用年数を経過しており、事故の有無に関わらず更新を実施することとしていたことを踏まえ、請求しない。

4 その他

原因者からは、全額を支払う旨の回答を得ており、令和8年1月30日までに支払いが完了する見込みである。